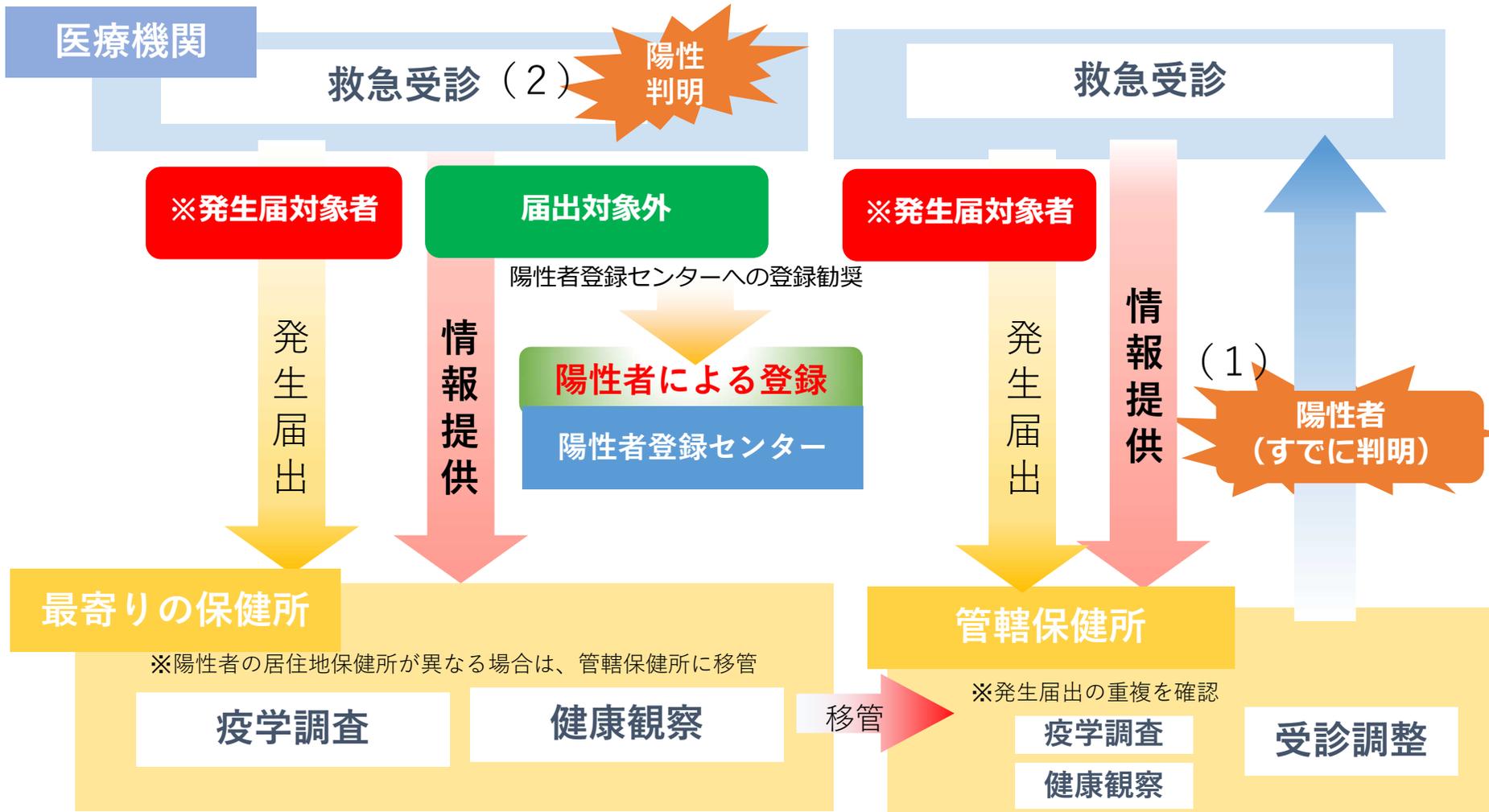


- (1) すでに陽性が判明している方が救急受診する場合は、原則、居住地管轄保健所が受診調整する。医療機関は、受診結果を当該保健所に情報提供する。また、患者が発生届出対象者となった場合は、当該保健所に発生届出を提出する。
- (2) 救急受診した患者が初めて陽性と判明した場合は、医療機関は、発生届出対象者を最寄りの保健所に発生届出を提出する。また、届出対象外の場合は、最寄りの保健所に受診結果を情報提供するとともに、患者に陽性者登録センターへの登録を勧奨する。なお、陽性者の住所地管轄保健所が最寄りの保健所と異なる場合は、保健所間で情報提供を行う。



※発生届対象者：65歳以上、入院が必要、妊婦、重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要